

第104回安来市議会定例会

(令和7年・令和8年)

12月定例会議議案

(条例関係等) 説明資料

番号	議案名	ページ
議第3号	公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について	1~40
議第4号	安来市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について	41
議第5号	安来市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について	42
議第7号	松江圏都市計画(安来市都市計画)地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について	43~46
議第8号	安来市火災予防条例及び安来市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について	47~50
議第10号	第3次安来市総合計画の基本構想を定めることについて	51~66

説明資料 1

■ 整理方針

・令和7年4月に策定した公共施設使用料等の見直しに関する基本方針に基づき見直しを検討し、料金の改定を行うこととした施設の対象条例について一括改正を行う。

改正条番 (制定順)	条例題名	制定年 番号	施設	施設の使用料等の内容	所管課	税額の端数処理	料金制	指定管 理施設	特記事項
1	安来市広瀬町民会館設置及び 管理に関する条例	平成16年 第113号	広瀬町民会館	広瀬町民会館使用料	広瀬地域センター	10円未満切捨て	使用料		
2	安来市広瀬町名誉町民顕彰館 設置及び管理に関する条例	平成16年 第114号	広瀬町名誉町民顕彰館	広瀬町名誉町民顕彰館利用料金 (会議室、冷暖房)	広瀬地域センター	10円未満切捨て	利用料金	○	
3	安来市老人憩の家の設置及び 管理に関する条例	平成16年 第137号	井尻老人憩の家	老人憩の家使用料	地域振興課	10円未満切捨て	使用料		
4	安来市斎場の設置及び管理に 関する条例	平成16年 第154号	斎場 煙松山靈苑	火葬、式場、靈安室、和室使用料 市民課	10円未満切捨て	使用料			
5	安来市農村環境改善センターの設 置及び管理に関する条例	平成16年 第171号	農村環境改善センター、赤屋交流セン ターハウス	農村環境改善センター、赤屋交流セン ターハウス	地域振興課	10円未満切捨て	使用料		
6	安来市観光施設の設置及び管 理に関する条例	平成16年 第182号	鷺の湯公園、清水展望台公園 等占用料	鷺の湯公園、清水展望台公園電柱 等占用料	観光振興課	10円未満切捨て	使用料		占用料の額は安来市道占用料徴収条例 (平成16年安来市条例第191号)の額とする。
7	安来市やすぎ懐古館一風亭の設 置及び管理に関する条例	平成16年 第251号	やすぎ懐古館一風亭	やすぎ懐古館一風亭利用料金	定住産業課	10円未満切捨て	利用料金	○	
8	安来市加納美術館条例	平成17年 第40号	加納美術館	加納美術館入館料	文化課	10円未満切捨て	利用料金	○	
9	安来市文化学習施設条例	平成17年 第41号	文化学習施設 (母里交流セン ターハウス)	文化学習施設使用料 (母里交流セン ターハウス)	地域振興課	10円未満切捨て	使用料		入館料は、大学生を一般の半額とし、高 校生以下を無料化する。
10	安来市社会体育施設条例	平成17年 第42号	社会体育施設 (安来球場、安来 西部球場、安来南体育館、広瀬 体育館、伯太体育馆、伯太運動 広場)	野球場、体育馆等使用料	地域振興課	10円未満切捨て	使用料	○ (伯 太運動 広場の み)	
11	安来市山佐ダム体験交流施設 条例	平成17年 第50号	山佐ダム体験交流施設	コテージやまびこ利用料金	観光振興課	10円未満切捨て	利用料金	○	

改正条番 (制定順)	条例題名	制定年 番号	施設	施設の使用料等の内容	所管課	税額の端数処理	料金制	指定管 理施設	特記事項
12	安来市公園条例	平成17年 第54号	都市公園(安来公園)(市民体育館)、安来運動公園、広瀬中央公園	市民体育館、安来運動公園、広瀬中央公園使用料	地域振興課	10円未満切捨て	使用料	○	
13	安来市安来節演芸館条例	平成17年 第72号	安来節演芸館	安来節演芸館利用料金等(施設、設備、入場料)	観光振興課	10円未満切捨て	利用料金	○	冷暖房利用時の割増し加算を廃止する。
14	安来市湯田山荘条例	平成18年 第26号	湯田山荘	湯田山荘利用料金(宿泊、休憩・湯研修室、入浴)	観光振興課	10円未満切捨て	利用料金	○	宿泊利用料金に団体割引を新設する。
15	安来市交流センター条例	平成19年 第9号	中央交流センター(安来・広瀬中央交流センター(母里、赤屋を除く))	地区交流センター使用料、冷暖房使用料	地域振興課	10円未満切捨て	使用料		
16	安来市観光交流プラザ条例	平成19年 第26号	観光交流プラザ YASUGI	観光交流プラザ利用料金(有料施設等)	観光振興課	10円未満切捨て	利用料金	○	
17	安来市学習訓練センター条例	平成22年 第31号	安来市学習訓練センター	学習訓練センター利用料金(有料施設、事務室)	定住産業課	10円未満切捨て	利用料金	○	
18	安来市道の駅あらエッサ条例	平成22年 第32号	道の駅あらエッサ	道の駅あらエッサ占用施設使用料(多目的広場、多目的施設)	観光振興課	10円未満切捨て	使用料		
19	安来市和鋼博物館条例	平成24年 第8号	和鋼博物館	和鋼博物館入館料(展示物等観覧、施設使用)	文化課	10円未満切捨て	使用料		入館料は、大学生を一般の半額とし、高校生以下を無料とする。
20	安来市立歴史資料館条例	平成24年 第11号	安来市立歴史資料館	歴史資料館入館料	文化課	10円未満切捨て	使用料		入館料は、大学生を一般の半額とし、高校生以下を無料とする。
21	安来市三日月公園ふれあい館条例	平成24年 第15号	三日月公園ふれあい館	特産品販売所使用料	広瀬地域センター	10円未満切捨て	使用料		
22	安来市総合文化ホール条例	平成27年 第37号	安来市総合文化ホール	アルテビア利用料金(有料施設等)	文化課	10円未満切捨て	利用料金	○	
23	安来市広瀬温泉月山の湯憩いの家条例	令和3年第 12号	憩いの家	広瀬温泉月山の湯憩いの家利用料金	観光振興課	10円未満切捨て	利用料金	○	

料金改定する主な施設

※金額については、使用料又は利用料金の基準額に消費税額（地方消費税を含む。）を含め端数調整した額を掲載しています。

改定：令和8年4月1日～

条番	施設名	料金 円（税込）			担当課	問い合わせ番号	税込後増加率
		主な種目	現行	改定後			
1	広瀬町民会館	表の上/非営利目的/1時間	100	130	広瀬地域センター	23-3200	130%
2	広瀬町名誉町民顕彰館	会議室/1時間	100	130			130%
3	井戸老人憩の家	和室/18畳/半日	990	1,480	地域振興課	23-3070	149%
4	斎場独松山靈苑	火葬/12歳以上/1体 (関係区域住民) (関係区域住民以外)	10,000 50,000	12,000 60,000	市民課	23-3080	120%
5	伯太中央交流センター（わかさ会館）	小会議室/非営利目的/1時間	110	160	地域振興課	23-3070	145%
	赤屋交流センター	小会議室/営利目的/1時間	550	820			149%
6	鷺の湯公園、清水展望台公園	占用（第1種電柱）/1本/1年	620	693	観光振興課	23-3108	112%
7	やすぎ懐古館一風亭	各室/1時間	310	350	定住産業課	23-3105	113%
8	加納美術館	入館料/高校生以下	520	無料	文化課	23-3186	0%
9	母里交流センター（はくた文化学習館）	会議室/営利目的/1時間	550	820	地域振興課	23-3070	149%
10	安来球場、安来西部球場	スポーツ利用/入場料未徴収/一般利用/1時間	550	710	地域振興課	23-3075	129%
	安来南体育館		550	710			129%
	広瀬体育館		270	350			130%
	伯太体育館		820	1,070			130%
	伯太運動広場		880	1,140			130%
11	山佐ダム体験交流施設	宿泊/1棟/1泊	8,380	9,900	観光振興課	23-3111	118%
12	安来公園（市民体育館）	競技場/アスレチック利用/入場料未徴収/一般利用/占用使用/1時間	1,650	2,140	地域振興課	23-3075	130%
	安来運動公園	庭球場/コート1面/一般利用/1時間	380	500			132%
	広瀬中央公園	総合体育館/大体育室/アスレチック利用/入場料未徴収/一般利用/占用使用/1時間	1,010	1,310			130%
13	安来節演芸館	ホール/平日/非営利目的/午前9時～午後10時	31,500	37,730	観光振興課	23-3111	120%
14	湯田山荘	宿泊/和室/1泊/1人	5,020	6,600			131%
15	安来中央交流センター	青年研修室/非営利目的/1時間	220	330	地域振興課	23-3070	150%
	広瀬中央交流センター	会議室・研修室等/営利目的/1時間	110	160			145%
	地区交流センター（赤屋、母里を除く）	会議室・研修室等/営利目的/1時間	550	820			149%
16	観光交流プラザ	ステーションギャラリー/営利目的/1時間	2,200	3,300	観光振興課	23-3108	150%
17	学習訓練センター	実習室/非営利目的/午前9時～午後5時/1時間	1,040	1,570	定住産業課	23-3104	151%
18	道の駅あらエッサ	多目的施設/営利目的/1日	1,670	2,200	観光振興課	23-3111	132%
19	和鋼博物館	入館料/一般	310	460	和鋼博物館	23-2500	148%
20	歴史資料館		210	300	文化課	23-3185	143%
21	三日月公園ふれあい館	特産品販売所/営利目的/1時間	150	200	広瀬地域センター	23-3200	133%
22	安来市総合文化ホール	小ホール/ホール/午前9時～正午	7,590	9,860	文化課	23-3039	130%
23	憩いの家	入浴/大人/1人	520	550	観光振興課	23-3111	106%

第1条関係（安来市広瀬町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正）

		改	正	後			改	正	前	(改正部分)	
別表(第9条関係) 町民会館使用料		別表(第9条関係) 町民会館使用料									
区分	金額(1時間当たり)	暖房使用時加算額(1時間当たり)		区分	金額(1時間当たり)		暖房使用時加算額(1時間当たり)				
	非営利目的	営利目的			非営利目的	営利目的	非営利目的	営利目的	非営利目的	営利目的	
表の上	円 124	円 322		表の上	円 185	円 96	円 248		円 143		
表の下	円 124	円 384		表の下	円 185	円 96	円 296		円 143		
中の間	円 124	円 260		中の間	円 185	円 96	円 200		円 143		
裏室	円 124	円 185		裏室	円 185	円 96	円 143		円 143		
裏の間(別館)	円 124	円 185		裏の間(別館)	円 185	円 96	円 143		円 143		
											[略]

備考 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

備考 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第2条関係 (安来市広瀬町民頸彰館設置及び管理に関する条例の一部改正)

(改正部分)

改 正 後

改 正 前

別表(第11条関係)

区分	金額	備考
会議室	1時間 124円	
冷暖房費	1時間 124円	

備考 利用料金の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

別表(第11条関係)

区分	金額	備考
会議室	1時間 96円	
冷暖房費	1時間 96円	

備考 利用料金の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第3条関係 (安来市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

(改正部分)

改 正 後

改 正 前

別表(第3条関係)

区分	金額	金額
和室	8畳 半日以内 600円	半日以内 400円
和室	18畳 半日以内 1,350円	半日以内 900円

備考 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

備考 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第4条関係（安来市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

（改正部分）

		改 正 後		改 正 前	
別表(第6条関係)				別表(第6条関係)	
種別	区分	単位	使用料(円)	備考	
	関係区域 住民	関係区域 住民以外			
火葬	12歳以上	1体	12,000	60,000	
	12歳未満	1体	6,000	30,000	
死産児		1体	4,000	20,000	
改葬遺骸、改葬煙 骨	1件		3,000	15,000	
手術肢体、胎盤、 産汚物	1個		4,000	20,000	〔略〕
式場	1回	7,000	14,000	1回とは3時間以内とする(準備あと片づけを含む。)。これを超える場合は、1回分の使用料を加算する。	13,334円とは3時間以内とする(準備あと片づけを含む。)。これを超える場合は、1時間当たり953円を加算する。
靈安室	1回	5,000	10,000	1回とは24時間以内とする。これを超える場合は、1回分の使用料を加算する。	5,715円とは24時間以内とする。これを超える場合は、1時間当たり96円を加算する。
和室	1回	7,000	14,000	1回とは3時間以内とする(準備あと片づけを含む。)。これを超える場合は、1回分の使用料を加算する。	3,810円は3時間以内とする(準備あと片づけを含む。)。これを超える場合は、1時間当たり477円を加算する。

備考

備考

<p><u>1 式場・靈安室・和室の利用については、1時間に満たない場合はこれを1時間とみなす。</u></p> <p><u>2 消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第9号により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をえた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</u></p>
--

消費税法(昭和63年法律第108号)別表第2第9号により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をえた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第5条関係（安来市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

（改正部分）

改 正 後		改 正 前					
別表(第8条関係) センター使用料		別表(第8条関係) センター使用料					
区分	金額(1時間当たり) 第3条第1項に規定する事業を行うときは	区分	金額(1時間当たり) 第3条第2項に規定する事業を行うときは				
伯太農村 環境改善 センター	900 300 300 150 750 150 1,500 1,500 1,500 無料 無料 無料 無料 無料	円 4,500 600 3,000 3,000 1,500 3,000 1,500 1,500 600 750 750 750 1,500	伯太農村 環境改善 センター	大集会室 大会議室 教養室 小会議室 農産加工実習室 ロビー・その他 多目的ホール 小会議室 教養娯楽室 農事研修室 調理実習室	大集会室 大会議室 教養室 小会議室 農産加工実習室 ロビー・その他 多目的ホール 小会議室 教養娯楽室 農事研修室 調理実習室	600 200 200 100 500 100 1,000 2,000 無料 無料 無料 無料 1,000	円 3,000 2,000 2,000 1,000 2,000 1,000 400

備考 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

備考 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第6条 關係（安来市觀光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

改正部分)

第7条関係（安来市やすぎ懐古館一風亭の設置及び管理に関する条例の一部改正）

（改正部分）

改	正	後	改	正	前
別表(第8条関係)			別表(第8条関係)		
利用料金基準額(1室1時間当たり)			利用料金基準額(1室1時間あたり)		
区分	区分	金額	区分	金額	金額
和室	和室	319	展示室	319	円
展示室	展示室	319	見世板間	319	286
見世板間	見世板間	319	茶室	319	286
茶室	茶室	319	見世蔵	319	286
見世蔵	見世蔵	319	米蔵2階洋室	319	286
米蔵2階洋室	米蔵2階洋室	319	駐車場2階洋室	319	286
駐車場2階洋室	駐車場2階洋室	319	附属設備	規則で定める額(備考には適用しない。)	
備考			備考		
1 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。			1 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。		
2 [略]			2 [略]		
3 利用料金の徴収に当たり、利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数は1時間とみなして利用料金を算定する。			3 利用料金の徴収に当たり、利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数は1時間とみなして利用料金を算定する。		

第8条関係（安来市加納美術館条例の一部改正）

（改正部分）

	改	正	後	改	正	前
別表(第7条関係)						
入館料の基準額						
	区分	個人	団体(20人以上)	区分	個人	団体(20人以上)
		円	円		円	円
一般		953	1人につき	一般	953	1人につき
大学生		477	1人につき	小学生、中学生、高校生、大学生及びこれらに類する学生	477	1人につき
高校生以下	無料			学船に遭しない者	無料	無料

備考

- 1 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 2 高校生以下及び大学生には、それぞれこれらの者に準ずるものとする。

備考 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第9条関係（安来市文化学習施設条例の一部改正）

（改正部分）

		改	正	後	改	正	前
別表(第8条、第10条関係) 学習施設使用料						別表(第8条、第10条関係) 学習施設使用料	
						区分	
						区分	金額(1時間当たり)
						當利を目的とする いとき	當利を目的とする いとき
						冷暖房使用時加算額 (1時間当たり)	冷暖房使用時加算額 (1時間当たり)
会議室	無料					円 750	円 300
調理室	無料					1,500	300
研修室	無料					750	300
和室	無料					750	300
視聴覚ホール	無料					1,500	600

備考 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第10条関係（安来市社会体育施設条例の一部改正）

区分		金額(1時間当たり)		区分	金額(1時間当たり)	
昼間(9時から18時まで)		夜間(18時から22時まで)			昼間(9時から18時まで)	
スポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	中学生以下	円 325	スポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	中学生以下
	高校生	487	円 650		高校生	円 250
	一般	429	円 650		一般	円 375
	入場料を徴収する場合	中学生以下	円 975	入場料を徴収する場合	入場料を徴収する場合	中学生以下
	高校生	650	円 975		高校生	円 330
	一般	650	円 975		一般	円 500
スポーツ以外の使用の場合	當利伝を目的とする場合	中学生以下	円 1,293	スポーツ以外の使用の場合	當利伝を目的とする場合	中学生以下
	高校生	845	円 1,293		高校生	円 500
	一般	1,293	円 1,937		一般	円 650
	當利伝を目的とする場合	中学生以下	円 1,293	スポーツ以外の使用の場合	當利伝を目的とする場合	中学生以下
	高校生	6,448	円 9,659		高校生	円 995
	當利伝を目的とする場合	中学生以下	円 6,448		當利伝を目的とする場合	中学生以下
	高校生	9,659	円 9,659		高校生	円 1,490
	當利伝を目的とする場合	中学生以下	円 6,448		當利伝を目的とする場合	中学生以下
	高校生	7,430	円 7,430		高校生	円 1,490

備考

1 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2~7 [略]

別表第4(第8条関係)
広瀬体育館使用料

区分		金額(1時間当たり)		区分	金額(1時間当たり)		
昼間(9時から18時まで)		夜間(18時から22時まで)			昼間(9時から18時まで)		
スポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	中学生以下	円 162	スポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	中学生以下	円 125
	高校生	240	円 325		高校生	円 165	円 185

入場料を徴収する場合	一般	325	487
	中学生以下	325	487
高校生	一般	429	650
	一般	650	975
スポーツ以外の使用の場合	営利宣伝を目的とする場合	650	975
	営利宣伝を目的とする場合	3,224	4,836

備考

1 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2~7 [略]

別表第5(第8条関係)

伯太体育館使用料

区分		金額(1時間当たり)		金額(1時間当たり)	
		昼間(9時から2時まで)	夜間(18時から2時まで)	昼間(9時から18時まで)	夜間(18時から2時まで)
スポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	円 487	円 728	円 375	円 560
	一般	650	975	500	750
入場料を徴収する場合	入場料を徴収する場合	一般	1,456	一般	1,120
	一般	975	1,456	750	1,120
スポーツ以外の使用の場合	営利宣伝を目的とする場合	一般	1,293	一般	1,490
	一般	1,937	2,899	2,230	2,230
営利宣伝を目的とする場合		1,937	2,899	1,490	2,230

備考

1 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2~7 [略]

別表第5(第8条関係)

伯太体育館使用料

入場料を徴収する場合	一般	250	375
	中学生以下	250	375
高校生	一般	330	500
	一般	500	750
スポーツ以外の使用の場合	営利宣伝を目的としない場合	500	750
	営利宣伝を目的とする場合	2,480	3,720

備考

1 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

の使用の場合	當利宣伝を目的とする場合	9,659	14,495
--------	--------------	-------	--------

備考

1 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる額)とする。

2~7 [略]

別表第6(第8条関係)

伯太運動広場使用料

区分		金額(1時間当たり)	
多目的広場	スポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	中学生以下
			高校生
		520	695
	一般		
		1,040	1,040
	入場料を徴収する場合	中学生以下	高校生
		1,040	1,391
	一般		
		2,080	2,080
スポーツ以外	當利宣伝を目的としない場合	2,080	2,080
の使用の場合	當利宣伝を目的とする場合	10,400	10,400
夜間照明(多目的広場)		30分当たり	3,354

備考

1 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる額)とする。

の使用の場合	當利宣伝を目的とする場合	7,430	11,150
--------	--------------	-------	--------

備考

1 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる額)とする。

2~7 [略]

別表第6(第8条関係)

伯太運動広場使用料

区分		金額(1時間当たり)	
多目的広場	スポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	中学生以下
			高校生
	一般	400	535
	入場料を徴収する場合	中学生以下	一般
		800	800
	高校生		
	一般		1,070
スポーツ以外	當利宣伝を目的としない場合	2,080	2,080
の使用の場合	當利宣伝を目的とする場合	10,400	10,400
夜間照明(多目的広場)		30分当たり	3,354

備考

1 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる額)とする。

額)とする。	額)とする。
2~6 [略]	2~6 [略]
第11条関係 (安来市山佐ダム体験交流施設条例の一部改正)	(改正部分)
改 正 後	改 正 前
別表(第9条関係)	別表(第9条関係)
有料施設等利用料金の基準額	有料施設等利用料金の基準額
区分	区分
コテージやまびこ1宿泊 号棟及び2号棟	コテージやまびこ1宿泊 号棟及び2号棟
布団1人当たり	1棟1泊当たり 布団1人当たり
休憩	1棟1時間当たり 休憩
金額	金額
円 9,000	円 7,620
850	572
1,000	953

備考 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

備考 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第12条関係(安来市都市公園条例の一部改正)

(改正部分)

		改	正	後	改	正	前
(市民プールに関する管理等の特例)						(市民プールに関する管理等の特例)	
第24条の2 市民プールについては、第3条から第12条まで及び第15条から前条までの規定は適用しないものとし、市民プールの管理等に関する事項については、別に条例で定める。						第24条の2 市民プールについては、第3条から第12条まで及び第15条から第24条までの規定は適用しないものとし、市民プールの管理等に関する事項については、別に条例で定める。	
別表第3(第16条関係)						別表第3(第16条関係)	
安来公園(市民体育館)使用料						安来公園(市民体育館)使用料	
施設の名称						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	
						施設の名称	
						区分	

アスポートレーニング室	アスポートレーニング室に使用する場合	高校生	520	91	アスポートレーニング室に使用する場合	高校生	400	70
		一般	780	130		一般	600	100
研修室	アマチュアスポーツに使用する場合	1,248	1回の使用につき 253	トレーニング室	アマチュアスポーツに使用する場合	1,248	1回の使用につき 195	960
選手控室	会議に使用する場合	520	377	研修室	アマチュアスポーツに使用する場合	400	290	1回の使用につき 290
					会議に使用する場合			385

備考

1 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2~8 [略]

9 冷暖房使用料の額は、次の表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

施設の名称	金額(1時間当たり)	施設の名称	金額(1時間当たり)
競技場	円 9,906	競技場	円 7,620
格技場・選手控室	1,300	格技場・選手控室	1,000
研修室	650	研修室	500

アスポートレーニング室	アスポートレーニング室に使用する場合	高校生	400	70
		一般	600	100
研修室	アマチュアスポーツに使用する場合	1,248	1回の使用につき 253	960
選手控室	会議に使用する場合	520	377	1回の使用につき 195
				1回の使用につき 290

備考

1 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2~8 [略]

9 冷暖房使用料の額は、次の表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

施設の名称	金額(1時間当たり)	施設の名称	金額(1時間当たり)
競技場	円 9,906	競技場	円 7,620
格技場・選手控室	1,300	格技場・選手控室	1,000
研修室	650	研修室	500

10 競技場の使用に伴い照明設備を使用するときは1時間当たり照明灯1

セット62円に消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を、格技場の使用に伴い照明設備を使用するときは1時間当たり当該占用使用料の5割を加算する。

11 [略]

12 レーニング室を個人で使用する場合は、回数券(11枚つづり)を発行し使用させることができるものとし、その額は、次の表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に10を乗じて得た額とする。

区分	金額
高校生	円 253
一般	円 377

13・14 [略]

別表第4(第16条関係)

安来運動公園使用料

施設の名称	区分	区分	金額(1時間当たり)(占用使用の場合)	金額(1時間当たり)(占用使用の場合)
野球場	グラウンド 入場料を徴収しない場合	中学生以下 高校生 一般	円 650 871 1,300	円 500 670 1,000
	入場料を徴収する場合		円 26,000	円 20,000
会議室			円 260	円 200

セット48円に消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を、格技場の使用に伴い照明設備を使用するときは1時間当たり当該占用使用料の5割を加算する。

11 [略]

12 レーニング室を個人で使用する場合は、回数券(11枚つづり)を発行し使用させることができるものとし、その額は、次の表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に10を乗じて得た額とする。

区分	金額
高校生	円 195
一般	円 290

13・14 [略]

別表第4(第16条関係)

施設の名称	区分	区分	金額(1時間当たり)(占用使用の場合)	金額(1時間当たり)(占用使用の場合)
野球場	グラウンド 入場料を徴収しない場合	中学生以下 高校生 一般	円 650 871 1,300	円 500 670 1,000
	入場料を徴収する場合		円 26,000	円 20,000
会議室			円 260	円 200

陸上競技場	トラック及びフィールド	中学生以下		400
		高校生	535	535
会議室		一般	695	695
			1,040	1,040
庭球場	コート(1面につき)	中学生以下		200
		高校生	260	260
会議室		一般	227	227
			299	299
会議室	夜間照明(1面につき)	一般	455	455
			260	260
			390	390

備考

1 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2～11 [略]

別表第5(第16条関係)

広瀬中央公園使用料

施設の名称	区分	金額(1時間当たり) 占用使用の場合 (1人当たり)	金額(1時間当たり) 占用使用の場合 (1人当たり)	
			個人使用の場合 (1人当たり)	個人使用の場合 (1人当たり)
野球場	グラウンド	入場料を徴収しない場合	野球場	グラウンド
			中学生以下	中学生以下
野球場	グラウンド	入場料を徴収する場合	高校生	高校生
			一般	一般
			1,300	1,300
			26,000	26,000

施設の名称	区分	金額(1時間当たり) 占用使用の場合 (1人当たり)	金額(1時間当たり) 占用使用の場合 (1人当たり)	
			個人使用の場合 (1人当たり)	個人使用の場合 (1人当たり)
野球場	グラウンド	入場料を徴収しない場合	野球場	グラウンド
			中学生以下	中学生以下
野球場	グラウンド	入場料を徴収する場合	高校生	高校生
			一般	一般
			1,000	1,000
			20,000	20,000

夜間照明(1基につき)		30分当たり			
総合体育館	大体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	中学生以下	598
		アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収する場合	高校生	598
		アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収する場合	一般	1,196
		アマチュアスポーツ以外の催しもの	入場料を徴収する場合	中学生以下	5,954
		アマチュアスポーツ以外の催しもの	入場料を徴収する場合	高校生	4,277
		アマチュアスポーツ以外の催しもの	入場料を徴収する場合	一般	8,320
	研修室	アマチュアスポーツを目的とする場合	入場料を徴収する場合	中学生以下	19,019
		アマチュアスポーツを目的とする場合	入場料を徴収する場合	高校生	130
		アマチュアスポーツを目的とする場合	入場料を徴収する場合	一般	130
		アマチュアスポーツを目的とする場合	入場料を徴収する場合	中学生以下	130
		アマチュアスポーツを目的とする場合	入場料を徴収する場合	高校生	130
庭球場	コート(1面につき)		中学生以下	130	
	夜間照明(1面につき)		高校生	175	
	夜間照明(1面につき)		一般	260	
陸上競技場	トラック及びフィールド		中学生以下	390	
	トラック及びフィールド		高校生	377	
	トラック及びフィールド		一般	500	
	トラック及びフィールド		中学生以下	754	

備考

便用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた

夜間照明(1基につき)			30分当たり 460	円 50
総合体育館	大体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	中学生以下 460
		アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収する場合	高校生 610
		アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収する場合	一般 920
		アマチュアスポーツ以外の催しもの	入場料を徴収しない場合	4,580
		アマチュアスポーツ以外の催しもの	入場料を徴収する場合	3,290
	研修室	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	當利宣伝を目的とした場合 3,290
		アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収する場合	當利宣伝を目的とした場合 6,400
		アマチュアスポーツに使用する場合	當利宣伝を目的とする場合	當利宣伝を目的とする場合 14,630
				100
				100
体育館	コート(1面につき)		中学生以下 100	
			高校生 135	
			一般 200	
夜間照明	1面につき			300
	トラック及びフィールド			290
	陸上競技場			385
陸上競技場	中学生以下 一般		580	

備考

使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた

額)とする。

2～9 [略]

10 総合体育館の照明使用料の額は、次の表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、大体育室を分割して使用することに伴い照明を分割して使用する場合は、それぞれ面積割合により算出した額とする。

区分	金額(1時間当たり)
大体育室	円 1,066
観客席	円 227

11～13 [略]

額)とする。

2～9 [略]

10 総合体育館の照明使用料の額は、次の表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、大体育室を分割して使用することに伴い照明を分割して使用する場合は、それぞれ面積割合により算出した額とする。

区分	金額(1時間当たり)
大体育室	円 820
観客席	円 175

11～13 [略]

第13条関係（安来市安来節演芸館条例の一部改正）

（改正部分）

改	正	後	改	正	前				
(利用料金及び入場料金)					(利用料金及び入場料金)				
第10条 [略]					第10条 [略]				
2	〔略〕				2 [略]				
3	利用料金等は、別表第1及び別表第2に掲げる基準額に0.8を乗じて得た額から当該基準額に1.2を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。				3 利用料金等は、別表第1から別表第3までに掲げる基準額に0.8を得た額から当該基準額に1.2を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。				
別表第1(第10条関係)					別表第1(第10条関係)				
施設利用料金の基準額					施設利用料金の基準額				
区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後5時	午前9時～正午				
ホール(楽屋を含む。)	円 10,300	円 13,600	円 17,200	円 20,500	円 27,200				
練習室(1室当たり)	790	1,090	1,300	1,960	2,400				
附属設備	規則で定める額(備考は適用しない。)								
午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後5時	午後10時～午後5時	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時				
ホール(楽屋を含む。)	円 34,300	円 34,300	円 34,300	円 34,300	円 34,300				
練習室(1室当たり)	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050				
備考	規則で定める額(備考は適用しない。)								

備考

- 1 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

備考

- 1 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

[略] 2

〔略〕

3 入場料その他これに類する料金(以下「入場料」という。)を徴収して利用する場合の基準額は、次に掲げる入場料の額の区分に応じた額を加算するものとする。

ア 1,000円を超えるもの 基準額の2割相当額

イ 3,000円を超える、5,000円以下のもの 基準額の5割相当額

ウ 5,000円を超えるもの 基準額の10割相当額

4 指定管理者の承認を得て、この表に定める利用時間を超えて有料施設等を利用する場合は、1時間につき、その利用している区分の基準額(備考2及び備考3の規定に該当する場合は、当該規定を適用して算出した額)を当該区分に定める時間数で除して得た額の3割相当額を加算した額を徴収する。この場合において、1時間に満たない場合は、これを1時間とみなすものとする。

5 この表及び備考により算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

3 冷暖房を利用するときは、8割増しとする。

4 入場料その他これに類する料金(以下「入場料」という。)を徵収して利用する場合の基準額は、次に掲げる入場料の額の区分に応じた額を加算するものとする。

ア 1,000円を超える、3,000円以下のもの 10割 相当額

イ 3,000円を超え、5,000円以下のもの 15割 相当額

ウ 5,000円を超えるもの 20割 相当額

5 この表及び備考により算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

別表第2(第10条関係)

設備利用料金の基準額

区分	単位	金額
音響設備	1回1点につき	2,546円に消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内で市長が定める額

舞台設備	<u>1回1点につき</u>	1,546円に消費税の税率を乗じて得た額 及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内で市長が定める額
	<u>1回1点につき</u>	2,637円に消費税の税率を乗じて得た額 及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内で市長が定める額
照明設備	<u>1回1点につき</u>	

備考

1 1回とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後10時までのそれぞれの時間帯における利用をいう。

2 1,000円を超える入場料を徴収して利用するときは、2割増しとする。

3 この表及び備考により算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

別表第3(第10条関係)
〔略〕

第14条関係（安来市湯田山荘条例の一部改正）

（改正部分）

		改	正	後	改	正	前	
別表(第9条関係)		別表(第9条関係)						
有料施設等利用料金の基準額		有料施設等利用料金の基準額						
区分	金額	備考	区分	金額	備考	区分	金額	
宿泊	宿泊研修室(10畳・25畳) 宿泊研修室(洋室)	1泊1人 6,000 1泊1人 6,000	宿泊	宿泊研修室(10畳・25畳) 宿泊研修室(洋室)	1泊1人 4,572 1泊1人 4,762	宿泊	宿泊研修室(10畳・25畳)	1泊1人 4,572
休憩	休憩研修室(40畳) 休憩研修室分割利用(20畳) 休憩研修室(25畳)	1時間 2,500 1時間 2,000 1時間 2,000	休憩	休憩研修室(40畳) 休憩研修室分割利用(20畳) 休憩研修室(25畳)	1時間 1,905 1時間 1,429 1時間 1,429	休憩	休憩研修室(40畳)	1時間 1,905
	宿泊研修室分割利用(12.5畳) 宿泊研修室(10畳)	1時間 1,400 1時間 1,400		宿泊研修室分割利用(12.5畳) 宿泊研修室(10畳)	1時間 953 1時間 953		宿泊研修室(10畳)	1時間 953
入浴	大浴場 大人(中学生以上) 大浴場 小人(小学生)	1人 500 1人 300	入浴	大浴場 大人(中学生以上) 大浴場 小人(小学生)	1人 477 1人 286	入浴	大浴場 大人(中学生以上)	1人 477
	家族風呂(貸切料金)	2,000		家族風呂 大人(中学生以上)	1人 286		家族風呂 小人(小学生)	1人 143
							備考	
備考								
1 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。								
2 宿泊利用料金について、団体(10人以上)は、2割引とする。								
3~5 [略]								
2~4 [略]								

第15条関係(安来市交流センター条例の一部改正)

改 正 後

別表第1(第10条関係)
安来中央交流センター使用料

区分	金額(1時間当たり)	冷暖房使用時加算額(1時間当たり)
会議室(1)	円 150	円 1,500
会議室(2)	円 150	円 1,500
会議室(3)	円 300	円 3,000
会議室(5)	円 300	円 3,000
会議室(6)	円 300	円 3,000
2階和室	円 300	円 3,000
青年研修室	円 300	円 3,000
調理実習室	円 750	円 3,000
講義室	円 900	円 4,500
音楽室	円 900	円 4,500
3階和室	円 150	円 1,500

備考 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

別表第2(第10条関係)

広瀬中央交流センター使用料

区分	金額(1時間当たり)	冷暖房使用時加算額(1時間当たり)
会議室(1)	円 100	円 1,000
会議室(2)	円 100	円 1,000
会議室(3)	円 200	円 2,000
会議室(5)	円 200	円 2,000
会議室(6)	円 200	円 2,000
2階和室	円 200	円 2,000
青年研修室	円 200	円 2,000
調理実習室	円 500	円 2,000
講義室	円 600	円 3,000
音楽室	円 600	円 3,000
3階和室	円 100	円 1,000

備考 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

別表第2(第10条関係)

安来中央交流センター使用料

区分	金額(1時間当たり)	冷暖房使用時加算額(1時間当たり)
会議室(1)	円 100	円 1,000
会議室(2)	円 100	円 1,000
会議室(3)	円 200	円 2,000
会議室(5)	円 200	円 2,000
会議室(6)	円 200	円 2,000
2階和室	円 200	円 2,000
青年研修室	円 200	円 2,000
調理実習室	円 500	円 2,000
講義室	円 600	円 3,000
音楽室	円 600	円 3,000
3階和室	円 100	円 1,000

講義室	300	3,000	円	200	2,000	円
会議室	300	3,000	円	200	2,000	円
青年研修室	150	1,500	円	100	1,000	円
調理実習室	750	3,000	円	500	2,000	円
婦人研修室	150	1,500	円	100	1,000	円
高齢者研修室	150	1,500	円	100	1,000	円
講堂	1,500	6,000	円	1,000	4,000	円
ステージ(調光設備を含む。)	300	1,500	円	200	1,000	円
放送設備一式	450	1,350	円	300	900	円
ピアノ	300	900	円	200	600	円

備考 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

別表第4(第10条関係)
地区交流センター使用料(營利を目的として使用する場合)

区分	金額(1時間当たり) 冷暖房使用時加算額(1時間当たり)
講堂、ホール等(最も広い部屋)	円 600 1,500
調理室等(調理設備を備える部屋)	円 300 1,500
会議室、研修室等(上記を除く使用に供する部屋)	円 300 750

備考

1 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

講義室	300	3,000	円	200	2,000	円
会議室	300	3,000	円	200	2,000	円
青年研修室	150	1,500	円	100	1,000	円
調理実習室	750	3,000	円	500	2,000	円
婦人研修室	150	1,500	円	100	1,000	円
高齢者研修室	150	1,500	円	100	1,000	円
講堂	1,500	6,000	円	1,000	4,000	円
ステージ(調光設備を含む。)	300	1,500	円	200	1,000	円
放送設備一式	450	1,350	円	300	900	円
ピアノ	300	900	円	200	600	円

備考 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

別表第4(第10条関係)
地区交流センター使用料(營利を目的として使用する場合)

区分	金額(1時間当たり) 冷暖房使用時加算額(1時間当たり)
講堂、ホール等(最も広い部屋)	円 600 1,500
調理室等(調理設備を備える部屋)	円 300 1,500
会議室、研修室等(上記を除く使用に供する部屋)	円 300 750

備考

1 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 [略]

3 赤屋交流センター使用料は、この表の規定にかかわらず、安来市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例第8条に規定する伯太農村環境改善サブセンターの使用料の額による。

2 [略]

3 赤屋交流センター使用料は、この表の規定にかかわらず、安来市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例第8条に規定する伯太農村環境改善サブセンターの使用料の額による。

第16条関係(安来市觀光交流プラザ条例の一部改正)

改 正 後

別表(第4条、第6条、第9条関係)

有料施設等利用料金の基準額

区分	単位	金額	摘要
ステーションギヤラリー	1時間当たり	300円	冷暖房を利用す
	1時間当たり	3,000円	ときは、1時間当たり300円を
多目的交流ゾーン	1時間当たり	300円	加入了額とす
	1時間当たり	3,000円	る。
タクシー駐機料金	年間(1社当たり)	25,000	[略]

備考

1 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をえた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 [略]

改正部分)

改 正 前

別表(第4条、第6条、第9条関係)

有料施設等利用料金の基準額

区分	単位	金額	摘要
ステーションギヤラリー	1時間当たり	300円	冷暖房を利用す
	1時間当たり	3,000円	ときは、1時間当たり300円を
多目的交流ゾーン	1時間当たり	300円	加入了額とす
	1時間当たり	3,000円	る。
タクシー駐機料金	年間(1社当たり)	54,000	[略]

備考

1 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をえた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 [略]

第17条関係（安来市学習訓練センター条例の一部改正）

（改正部分）

		改	正	後	改	正	前
別表第1(第4条、第11条関係)							
有料施設利用料金の基準額							
区分	金額(1時間当たり)	区分	金額(1時間当たり)	区分	金額(1時間当たり)	区分	金額(1時間当たり)
年前9時～午後5時	午後5時～午後9時	年前9時～午後5時	午後5時～午後9時	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時
5時	9時	5時	9時	5時	9時	5時	9時
円	円	円	円	円	円	円	円
実習室	1,429	1,714	2,857	3,429	953	1,143	1,905
第1教室	1,143	1,429	2,286	2,857	762	953	1,524
第2教室	1,000	1,287	2,001	2,572	667	858	1,334
OA教室	1,429	1,714	2,857	3,429	953	1,143	1,905
会議室	858	1,000	1,714	2,001	572	667	1,143
市民教室	1,143	1,429	2,286	2,857	762	953	1,524
視聴覚教室	2,715	3,144	5,430	6,286	1,810	2,096	3,620
							4,191

備考

- 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

備考

- 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 〔略〕

第18条関係（安来市道の駅あらエッサ条例の一部改正）

（改正部分）

	改	正	後		改	正	前
別表(第8条関係)				別表(第8条関係)			
占用施設使用料				占用施設使用料			
区分	金額(1日当たり)	電気使用時加算額(コンセント1個につき1日当たり)	電気使用時加算額(コンセント1個につき1日当たり)	区分	金額(1日当たり)	電気を目的とするとき	電気使用時加算額(コンセント1個につき1日当たり)
多目的広場 (1区画(20m ²)につき)	円 200	円 400	円 200	多目的広場 (1区画(20m ²)につき)	円 96	円 191	円 96
多目的施設	1,000	2,000	762	多目的施設	762	1,524	1,524

備考 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

備考 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第19条関係（安来市和鋼博物館条例の一部改正）

（改正部分）

	改	正	後		改	正	前																								
<p>（入館料）</p> <p>第8条　〔略〕</p> <p>2　〔略〕</p> <p>3　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、観覧日前後において入館料を納付することができる。</p> <p>（1）博物館が指定する入館券を事前に購入する場合</p> <p>（2）安来市指定金融機関への振込により入館料を納付する場合</p> <p>4　前項の規定による納付は、教育委員会が指定する日までに行わなければならぬ。</p>	<p>（入館料）</p> <p>第8条　〔略〕</p> <p>2　〔略〕</p> <p>3　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、観覧日前後において入館料を納付することができる。</p> <p>（1）博物館が指定する入館券を事前に購入する場合</p> <p>（2）安来市指定金融機関への振込により入館料を納付する場合</p> <p>4　前項の規定による納付は、教育委員会が指定する日までに行わなければならぬ。</p>	<p>（入館料）</p> <p>別表第1(第8条関係)</p>	<p>別表第1(第8条関係)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人</th> <th>団体（20人以上）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>円 419 1人につき 328</td> <td>円 286 1人につき 239</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>円 210 1人につき 164</td> <td>円 191 1人につき 143</td> </tr> <tr> <td>中学生以下</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	区分	個人	団体（20人以上）	一般	円 419 1人につき 328	円 286 1人につき 239	高校生	円 210 1人につき 164	円 191 1人につき 143	中学生以下	無料	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人</th> <th>団体（20人以上）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>円 419 1人につき 328</td> <td>円 286 1人につき 239</td> </tr> <tr> <td>大学生</td> <td>円 210 1人につき 164</td> <td>円 191 1人につき 143</td> </tr> <tr> <td>高校生以下</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	区分	個人	団体（20人以上）	一般	円 419 1人につき 328	円 286 1人につき 239	大学生	円 210 1人につき 164	円 191 1人につき 143	高校生以下	無料	無料	<p>備考　入館料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をえた額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>1　入館料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をえた額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>2　特別な展示、催事等を行う場合の入館料は、3,000円の範囲内においてその都度教育委員会が定める。</p>	
区分	個人	団体（20人以上）																													
一般	円 419 1人につき 328	円 286 1人につき 239																													
高校生	円 210 1人につき 164	円 191 1人につき 143																													
中学生以下	無料	無料																													
区分	個人	団体（20人以上）																													
一般	円 419 1人につき 328	円 286 1人につき 239																													
大学生	円 210 1人につき 164	円 191 1人につき 143																													
高校生以下	無料	無料																													

3 高校生以下及び大学生には、それぞれこれらの者に準ずるものと含むものとする。

別表第2(第11条、第13条関係)
使用料

区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午前9時～午後5時
映像ホール	8,564	11,428	19,991
市民ギャラリー	1,700	2,428	4,128
補修工作室	1,128	1,700	2,846

備考

1 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 [略]

3 使用時間の延長に係る使用料は、延長する区分の使用料とする。この場合において、正午から午後1時までの額は、延長前の区分の額を1時間に換算した額とする。

別表第2(第11条、第13条関係)
使用料

区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午前9時～午後5時
映像ホール	8,564	11,428	19,991
市民ギャラリー	1,700	2,428	4,128
補修工作室	1,128	1,700	2,846

備考

1 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 [略]

3 使用時間の延長に係る使用料は、延長する時間の使用料とする。

この場合において、正午から午後1時までの額は、延長前の区分の額を1時間に換算した額とする。

第20条関係(安来市立歴史資料館条例の一部改正)

			(改正部分)		
	改	正	後	改	正
(入館料)			(入館料)		
第8条	〔略〕		第8条	〔略〕	
2 〔略〕			2 〔略〕		
3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、観覧日 前後ににおいて入館料を納付することができる。			3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、観覧日 前後ににおいて入館料を納付することができる。		
(1) 資料館が指定する入館券を購入する場合			(1) 資料館が指定する入館券を購入する場合		
(2) 安来市指定金融機関への振込により入館料を納付する場合			(2) 安来市指定金融機関への振込により入館料を納付する場合		
4 前項の規定による納付は、教育委員会が指定する日までに行わなければな らない。			4 前項の規定による納付は、教育委員会が指定する日までに行わなければな らない。		
(罰則)			(罰則)		
			第13条 市長は、詐欺その他の不正の行為により、入館料の徴収を免れた者に ついては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当す る金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科するこ とができる。		
(委任)			(委任)		
第13条	〔略〕		第14条	〔略〕	
別表(第8条関係)			別表(第8条関係)		
入館料			入館料		
区分			区分	個人	団体(20人以上の場合をいう。)
一般	円 273	1人につき 219	円 29	1人につき 19	円
大学生	円 137	1人につき 110	円 96	1人につき 77	

高校生以下	無料	無料	その他の者(未就学児を除く。)	191	1人につき 153
備考					
1 入館料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。					
2 特別な展示、催事等を行う場合の入館料は、2,000円の範囲内においてその都度教育委員会が定める。	2 特別の資料を展示する場合の入館料は、500円の範囲内においてその都度教育委員会が定める。	3 小学生及び中学生並びに高校生及び大学生には、それぞれこれらの人達に準ずるものとする。	3 小学生及び中学生並びに高校生及び大学生には、それぞれこれらの人達に準ずるものとする。		
第21条関係(安来市三日月公園ふれあい館条例の一部改正)					
改	正	後	改	正	前
別表(第8条関係)					
特産品販売所使用料					
区分	金額(1時間当たり)	冷暖房使用時加算額(1時間当たり)	区分	金額(1時間当たり)	冷暖房使用時加算額(1時間当たり)
営利を目的とするとき	185円	185円	営利を目的とするとき	143円	143円
営利を目的としないとき	無料	無料	営利を目的としないとき	無料	無料
備考					
1 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。					
2	〔略〕	2	〔略〕		

第22条関係(安来市総合文化ホール条例の一部改正)

(改正部分)

改正 後

改正 前

別表(第10条関係)

有料施設等利用料金の基準額

時間区分		午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日	時間区分		午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
利用区分		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後5時	午後1時～午後10時	午前9時～午後10時	利用区分		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後5時	午後1時～午後10時	午前9時～午後10時
大ホール	小ホール	円 23,870	円 31,820	円 39,780	円 55,690	円 71,600	円 95,470	大ホール	小ホール	円 18,360	円 24,480	円 30,600	円 42,840	円 55,080	円 73,440
楽屋1		620	830	1,040	1,460	1,870	2,500	樂屋1		480	640	800	1,120	1,440	1,920
楽屋2		620	830	1,040	1,460	1,870	2,500	樂屋2		480	640	800	1,120	1,440	1,920
楽屋利用		470	620	780	1,090	1,400	1,870	楽屋利用		360	480	600	840	1,080	1,440
3上記以外		780	1,040	1,300	1,820	2,340	3,120	3上記以外		600	800	1,000	1,400	1,800	2,400
楽屋利用		470	620	780	1,090	1,400	1,870	楽屋利用		360	480	600	840	1,080	1,440
4上記以外		780	1,040	1,300	1,820	2,340	3,120	4上記以外		600	800	1,000	1,400	1,800	2,400
楽屋利用		470	620	780	1,090	1,400	1,870	楽屋利用		360	480	600	840	1,080	1,440
5上記以外		780	1,040	1,300	1,820	2,340	3,120	5上記以外		600	800	1,000	1,400	1,800	2,400
楽屋利用		470	620	780	1,090	1,400	1,870	楽屋利用		360	480	600	840	1,080	1,440
6上記以外		780	1,040	1,300	1,820	2,340	3,120	6上記以外		600	800	1,000	1,400	1,800	2,400

別表(第10条関係)

有料施設等利用料金の基準額

時間区分		午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日	時間区分		午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
利用区分		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後5時	午後1時～午後10時	午前9時～午後10時	利用区分		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後5時	午後1時～午後10時	午前9時～午後10時
大ホール	小ホール	円 23,870	円 31,820	円 39,780	円 55,690	円 71,600	円 95,470	大ホール	小ホール	円 18,360	円 24,480	円 30,600	円 42,840	円 55,080	円 73,440
樂屋1		620	830	1,040	1,460	1,870	2,500	樂屋1		480	640	800	1,120	1,440	1,920
樂屋2		620	830	1,040	1,460	1,870	2,500	樂屋2		480	640	800	1,120	1,440	1,920
樂屋利用		470	620	780	1,090	1,400	1,870	樂屋利用		360	480	600	840	1,080	1,440
3上記以外		780	1,040	1,300	1,820	2,340	3,120	3上記以外		600	800	1,000	1,400	1,800	2,400
樂屋利用		470	620	780	1,090	1,400	1,870	樂屋利用		360	480	600	840	1,080	1,440
4上記以外		780	1,040	1,300	1,820	2,340	3,120	4上記以外		600	800	1,000	1,400	1,800	2,400
樂屋利用		470	620	780	1,090	1,400	1,870	樂屋利用		360	480	600	840	1,080	1,440
5上記以外		780	1,040	1,300	1,820	2,340	3,120	5上記以外		600	800	1,000	1,400	1,800	2,400
樂屋利用		470	620	780	1,090	1,400	1,870	樂屋利用		360	480	600	840	1,080	1,440
6上記以外		780	1,040	1,300	1,820	2,340	3,120	6上記以外		600	800	1,000	1,400	1,800	2,400

小ホール	8,970	11,960	14,950	20,930	26,910	35,880	6,900	9,200	11,500	16,100	20,700	27,600
樂屋利用	470	620	780	1,090	1,400	1,870	360	480	600	840	1,080	1,440
樂屋 A 上記以外	780	1,040	1,300	1,820	2,340	3,120	600	800	1,000	1,400	1,800	2,400
樂屋 B 上記以外	470	620	780	1,090	1,400	1,870	360	480	600	840	1,080	1,440
樂屋 C 上記以外	780	1,040	1,300	1,820	2,340	3,120	600	800	1,000	1,400	1,800	2,400
樂屋 D 上記以外	470	620	780	1,090	1,400	1,870	360	480	600	840	1,080	1,440
展示室	3,040	4,060	5,070	7,100	9,130	12,170	3,340	3,120	3,900	5,460	7,020	9,360
会議室1	1,370	1,820	2,280	3,190	4,100	5,460	1,050	1,400	1,750	2,450	3,150	4,200
会議室2	1,370	1,820	2,280	3,190	4,100	5,460	1,050	1,400	1,750	2,450	3,150	4,200
練習室	3,780	5,040	6,310	8,830	11,350	15,130	2,910	3,880	4,850	6,790	8,730	11,640
パントリー	390	520	650	910	1,170	1,560	300	400	500	700	900	1,200
その他の共用スペース	占用して利用する場合は、1平方メートル当たり1時間につき6円	規則で定める額(備考は適用しない。)										
附属設備	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考

1 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

備考

1 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(以下「この表に定める基準額」という。)とする。

2 土曜日、日曜日及び祝日に利用する場合は、基準額の2割増しとする。	2 土曜日、日曜日及び祝日に利用するときは、基準額の2割増しとする。
3・4 [略]	3・4 [略]
5 入場料その他これに類する料金(当該金額に区分がある場合は、そのうち最も高い金額。以下「入場料」という。)を徴収して利用する場合は、次に掲げる入場料の額の区分に応じた額とする。 ア 3,000円を超える、5,000円以下のもの この表に定める基準額(備考2から備考4までの規定に該当する場合は、当該規定を適用して算出した額)の5割増し イ 5,000円を超えるもの この表に定める基準額(備考2から備考4までの規定に該当する場合は、当該規定を適用して算出した額)の10割増し	5 入場料その他これに類する料金(当該金額に区分がある場合は、そのうち最も高い金額。以下「入場料」という。)を徴収して利用する場合は、次に掲げる入場料の額の区分に応じた額とする。 ア 3,000円を超える、5,000円以下のもの 基準額 イ 5,000円を超えるもの 基準額 の5割増し イ 5,000円を超えるもの 基準額 の10割増し
6 備考5の規定にかかるわらず、商品の販売、商業宣伝その他これに類する目的で利用する場合は、この表に定める基準額(備考2から備考4までの規定に該当する場合は、当該規定を適用して算出した額)の10割増しとする。	6 備考5の規定にかかるわらず、商品の販売、商業宣伝その他これに類する目的で利用するときは、基準額 の10割増し
7 指定管理者の承認を得て、この表に定める利用時間を超えて有料施設等を利用する場合は、1時間につき、その利用している区分のこの表に定める基準額(備考2から備考6までの規定に該当する場合は、当該規定を適用して算出した額)を当該区分に定める時間数で除して得た額の3割増しの額を徴収する。この場合において、1時間に満たない場合は、これを1時間とみなすものとする。	7 指定管理者の承認を得て、この表に定める利用時間を超えて有料施設等を利用する場合は、1時間につき、その利用している区分の 基準額(備考2から備考6までの規定に該当する場合は、当該規定を適用して算出した額)を当該区分に定める時間数で除して得た額の3割増しの額を徴収する。この場合において、1時間に満たない場合は、これを1時間とみなすものとする。
8 備考7の規定にかかるわらず、指定管理者の承認を得て、22時から翌日5時までの間に有料施設等を利用する場合は、1時間につき、夜間区分の基準額(備考2から備考6までの規定に該当する場合は、当該規定を適用して算出した額)を当該区分に定める時間数で除して得た額の5割増しの額を徴収する。この場合において、1時間に満たない場合は、これを1時間とみなすものとする。	8 備考7の規定にかかるわらず、指定管理者の承認を得て、22時から翌日5時までの間に有料施設等を利用する場合は、1時間につき、夜間区分の 基準額(備考2から備考6までの規定に該当する場合は、当該規定を適用して算出した額)を当該区分に定める時間数で除して得た額の5割増しの額を徴収する。この場合において、1時間に満たない場合は、これを1時間とみなすものとする。
9 [略]	9 [略]

第23条関係（安来市立瀬温泉月山の湯憩いの家条例の一部改正）

			（改正部分）			
	改	正	後	改		
			前			
（開館時間）				（開館時間）		
第5条 憩いの家の開館時間は、午後1時から午後8時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるとときは、市長の承認を受けて、これを変更することができる。				第5条 憩いの家の開館時間は、午前10時から午後8時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるとときは、市長の承認を受けて、これを変更することができる。		
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）		
区分		金額		区分		金額
大人（高校生以上）		円 500	大人（高校生以上）		円 477	
小人（中学生以下）		300	小人（中学生以下）		286	
備考 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。				備考 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。		

議第4号 安来市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

教育部教育総務課

			(改正部分)		
	改	正	後	改	正
別表(第2条関係) 1 小学校				別表(第2条関係) 1 小学校	位置

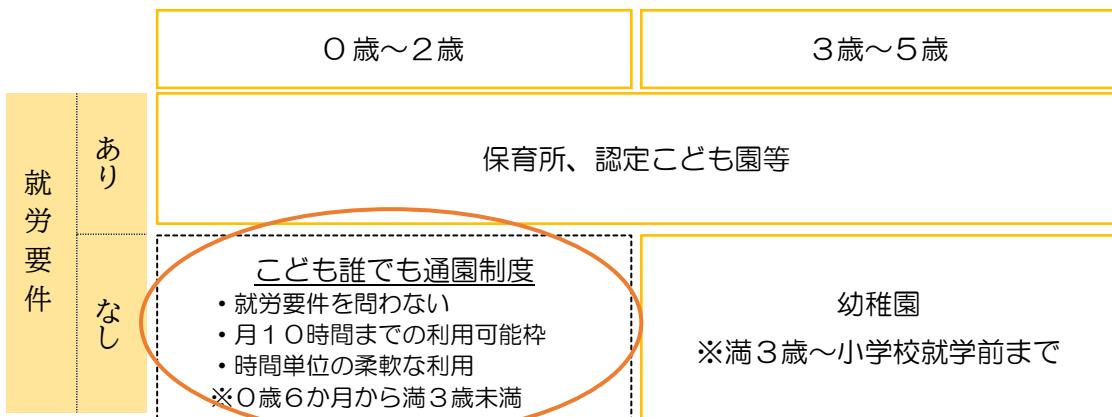
名称	位置	名称	位置
安来市立比田小学校	〔略〕	安来市立比田小学校	〔略〕
		安来市立比田小学校	安来市広瀬町西比田 1659 番地 1
		安来市立山佐小学校	安来市広瀬町上山佐 608 番地 1
			〔略〕
2	〔略〕	2	〔略〕

議第 5 号

安来市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について 説明資料 健康福祉部子ども未来課

1. こども誰でも通園制度について

こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)とは、全ての子どもの育ちを応援し、子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間まで保育所等へ通園することができる制度です。令和 7 年度から制度が開始され、令和 8 年度から全自治体が実施することになります。



2. 利用するメリット

● 子どもにとって

家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が得られます。
同じ年ごろの子ども同士が触れ合いながら、成長していくことができます。



● 保護者にとって

専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、孤立感、不安感の解消につながります。
子どもへの保育者の接し方を見ることにより、親として成長することができます。

3. 対象となる子ども

次の全てを満たす子どもが対象となります。なお、保護者の就労要件は問いません。

- ・安来市に住所を有すること。
- ・利用日時点で生後 6 か月から満 3 歳未満(満 3 歳に達する日の前々日まで)であること
- ・保育所等に通っていないこと

4. 利用可能時間数(※令和 7 年度制度)

- ・子ども 1 人あたり 1 か月 10 時間まで(1 回 1 時間以上とし、30 分単位で利用可)

5. 利用料・実費負担

- ・利用料 あり(※令和 7 年度は子ども 1 人 1 時間あたり 300 円、令和 8 年度は未定)
- ・給食費・おやつ代などが別途で負担が必要な場合あります。
- ・利用施設に直接支払います。

議第7号

松江圏都市計画（宍道市都市計画）地区計画区域内における建築物の制限
に関する条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

建設部建築住宅課

1. 地区計画の位置

宍道市切川町の一部（約 21.7ha）



2. 建築物の用途制限

工業地域（建築基準法別表第2（を）項）の用途制限に加え、住宅、共同住宅及び風俗施設を制限する。

	住宅系	店舗	事務所	遊戯施設	風俗施設	工場系
工業地域	○	○※1	○	△※2	△※3	○
切川地区計画	×	○※1	○	△※2	×	○

※1：1ha 以下に限る ※2：ボーリング場、カラオケボックス等は可

※3：麻雀・パチンコ店等は可

3. 地区計画設定の経緯

令和7年 4月21日～法定手続き（県との事前協議、縦覧、住民説明会等）

9月29日 宍道市都市計画審議会の承認

10月 8日 島根県知事協議

10月27日 都市計画決定の告示

（改正部分）

改	正	後	別表第1(第2条関係)	改	正	前	別表第1(第2条関係)	計画区域	制限の種類	計画地区	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
別表第2(第3条—第10条関係)		別表第2(第3条—第10条関係)		別表第2(第3条—第10条関係)		別表第2(第3条—第10条関係)		別表第2(第3条—第10条関係)		別表第2(第3条—第10条関係)	
計画区域		計画区域		計画区域		計画区域		計画区域		計画区域	
荒島・柳地区		平成10年1月7日に都市計画決定した荒島・柳地区地区計画の定められた区域		荒島町柳地区地区計画のうち地区計画決定した区域		平成10年1月7日に都市計画決定した荒島町柳地区地区計画のうち地区計画の定められた区域		荒島町柳地区地区計画のうち地区計画の定められた区域		荒島町柳地区地区計画のうち地区計画の定められた区域	
ハーモニータウン		平成12年6月5日に都市計画決定したハーモニータウン汐彩地区計画の定められた区域		汐手が丘地区地区計画のうち地区計画決定した汐手が丘地区地区計画の定められた区域		平成12年6月5日に都市計画決定した汐手が丘地区地区計画のうち地区計画の定められた区域		汐手が丘地区地区計画のうち地区計画の定められた区域		汐手が丘地区地区計画のうち地区計画の定められた区域	
今津道マンズ地区		平成21年3月18日に都市計画決定した今津道マンズ地区計画の定められた区域		今津道マンズ地区地区計画のうち地区計画の定められた区域		平成21年3月18日に都市計画決定した今津道マンズ地区地区計画のうち地区計画の定められた区域		今津道マンズ地区地区計画のうち地区計画の定められた区域		今津道マンズ地区地区計画のうち地区計画の定められた区域	
切川地区計画		令和7年10月27日に都市計画決定した切川地区計画の定められた区域		[略]		[略]		[略]		[略]	
別表第2(第3条—第10条関係)		別表第2(第3条—第10条関係)		別表第2(第3条—第10条関係)		別表第2(第3条—第10条関係)		別表第2(第3条—第10条関係)		別表第2(第3条—第10条関係)	
計画区域		計画区域		計画区域		計画区域		計画区域		計画区域	
荒島・柳地区		低層住宅地区		中高層住宅地区		低層住宅地区		中高層住宅地区		中高層住宅地区	
ハーモニータウン		[略]		[略]		[略]		[略]		[略]	
第一種低層住居専用地域		第一種中高層住居専用地域		第一種低層住居専用地域		第一種中高層住居専用地域		第一種中高層住居専用地域		第一種中高層住居専用地域	
(Aゾーン)		(Bゾーン)		(Aゾーン)		(Bゾーン)		(Aゾーン)		(Bゾーン)	

一 タ ウ ン 沙 彩 地 区 計 画 区 域	[略]	地区 地区 整備 計画 区域	[略]
今津 道マ ン地 区一 計 画区 域	今津 道マ ン地 区地 区整 備計 画区 域	今津 道マ ン地 区地 区整 備計 画区 域	今津 道マ ン地 区地 区整 備計 画区 域
ア ク 建築物の形態又 は意匠の制限	ア ク 建築してはなら ない建築物	1 法別表第2(を)項に掲げるもの 2 法別表第2(わ)項第2号及び第3号に規定する建 築物 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項又は 第6項から第13項までのいずれかに該当する営 業の用に供する建築物	建築物の形態又 は意匠の制限
イ ク 建築物の敷地面 積の最低限度	イ ク 建築物の高さの 最高限度	イ ク 建築物の壁面の 位置の制限	イ ク 建築物の建蔽率 の最高限度
ウ ク 建築物の敷地面 積の最低限度	ウ ク 建築物の高さの 最高限度	ウ ク 建築物の壁面の 位置の制限	ウ ク 建築物にあつては10分の7 10分の20
エ ク 建築物の容積率 の最高限度			

キ	垣又はさく等の 構造制限	ク	建築物の形態又 は意匠の制限

第1条関係（安来市火災予防条例の一部改正）

			(改正部分)		
	改	正	後	改	正
目次			目次		
第1章～第3章	〔略〕		第1章～第3章	〔略〕	
第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)			第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)		
第3章の3 <u>林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)</u>			第4章～第7章	〔略〕	
第4章～第7章	〔略〕		附則		
附則			(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)		
(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)			第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。		
(1)～(6)	〔略〕		(1)～(6)	〔略〕	
(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。			(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。		
第3章の3 <u>林野火災の予防</u>			第3章の3 <u>林野火災に関する注意報</u>		
(林野火災に関する注意報)			(林野火災に関する注意報)		
第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるとときは、林野火災に関する注意報を発することができる。			第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるとときは、林野火災に関する注意報を発することができる。		
2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの			2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの		

聞、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用的の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用的の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。
(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) [略]

2 [略]

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) [略]

2 [略]

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を

<p>含む。)</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</p>	<p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</p>	<p>(改正部分)</p>
<p>第2条関係 (安来市火入れに関する条例の一部改正)</p>		
<p>改</p>	<p>正</p>	<p>後</p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに關し、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」といふ。)第21条の許可の手続その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第21条第1項の規定に基づき、火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入定期間」という。)の開始する日の10日前までに、様式第1号による申請書2通に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(許可の要件)</p> <p>第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号の全てに該当する場合でなければ許可をしてはならない。</p> <p>(1) 火入れの目的が、法第21条第2項各号に掲げる目的のいづれかに該当すること。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに關し、森林法(昭和26年法律第249号。)第21条の許可の手続その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第2条 泰林法第21条第1項の規定に基づき、火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入定期間」という。)の開始する日の10日前までに、様式第1号による申請書2通に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(許可の要件)</p> <p>第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。</p> <p>(1) 火入れの目的が、法第21条第2項各号に掲げる目的のいづれかに該当すること。</p>	

(2) [略]

(許可証の交付等)

第4条 市長は、火入れの許可をするときは、法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行なうべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した様式第2号による許可証(以下「火入許可証」という。)を交付するものとする。

2 [略]

(許可後ににおける指示)

第5条 市長は、火入れの許可をした後ににおいて延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、法第21条の規定に基づき火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行なうことができる。

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災警報若しくは林野火災注意報が発令された場合には、火入れを行なわない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災警報若しくは林野火災注意報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。

(2) [略]

(許可証の交付等)

第4条 市長は、火入れの許可をするときは、森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行なうべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した様式第2号による許可証(以下「火入許可証」という。)を交付するものとする。

2 [略]

(許可後ににおける指示)

第5条 市長は、火入れの許可をした後ににおいて延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第21条の規定に基づき火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行なうことができる。

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報_____が発令された場合には、火入れを行なわない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報若しくは乾燥注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。

第3次安来市総合計画について

1. 安来市の概要

- (1) 安来市の位置と地勢
- (2) 安来市の特性
- (3) 人口の推移

2. 総合計画について

- (1) 策定の趣旨
- (2) 第3次安来市総合計画の役割
- (3) 総合計画の構成と期間
- (4) SDGsの推進
- (5) Well-being(地域幸福度)指標を活用したまちづくりの推進
- (6) 総合計画審議会
- (7) 総合計画策定の経過

1. 安来市の概要

(1) 安来市の位置と地勢

安来市は島根県の東部、鳥取県との県境に位置し、東は米子市・南部町、南は日南町(以上鳥取県)・奥出雲町、西は松江市・雲南市に接しています。

市域は東西およそ22km、南北およそ28kmで、面積は420.93平方キロメートルです。

南部は豊かな緑に覆われる中国山地が連なり、そこを源流として中海に注ぐ飯梨川・伯太川全流域が市域に含まれます。下流域に形成された三角州には広大な耕地が広がり、上流域には豊かな森林と県東部の水瓶としての機能も果たす布部ダム・山佐ダムがあります。

そして、どじょうすくいで有名な民謡安来節などの文化、山陰の霸者・戦国大名尼子氏の本拠地として栄えた歴史、世界的なシェアをもつ高級特殊鋼の生産加工を中心とした産業、海外からも高い評価を受ける足立美術館などの観光地、南北に広がる豊かな自然など、豊かな資源の宝庫です。

また、JR山陰本線の安来駅・荒島駅や山陰自動車道安来インターチェンジがあり、島根県の東の玄関口であるとともに、山陰地方の経済・人口が集積する中海・宍道湖・大山圏域の一角を占める地理的にも恵まれた地域です。



(2)安来市の特性

1 優れた景観を保有し、自然と共生するまち

本市は、ラムサール条約に登録されている中海、そして飯梨川・伯太川などの河川、平野、中国山地に連なる縁など、美しく豊かな自然環境に恵まれ、源流から河口まで広がる広大な市域と優れた自然景観を有しています。これらは、里山資本主義の考え方を取り入れた農林業の育成、環境ビジネス・アグリビジネス創造のポテンシャルにつながるとともに、暮らしやすい、自然と共生するまちの要件となっています。

2 文化・歴史・産業振興に活かす資源が豊富なまち

全国的に知れ渡る民謡・安来節をはじめ、月山富田城跡など個性豊かで優れた伝統芸能・歴史的建造物・美術など多彩な文化を有しており、これらの活用によって市内外から多くの人が訪れ、交流が広がることを期待できるまちです。

3 ものづくりの伝統と技術を保有するまち

たたら製鉄の流れをくむ金属関連製造業、豊かな自然環境を活かした観光産業等、地域特有の歴史・資源を活かした産業育成が進められ、他地域では代替できないオンリーワンの高い付加価値を創り出すことができるポテンシャルを有しているまちです。

4 中海・宍道湖・大山圏域の立地特性が活かせるまち

島根・鳥取両県の結節するエリアに位置し、松江市、米子市に隣接しています。この地域は山陰地方の人口・産業の集積地であり、中海・宍道湖・大山圏域の5市7町村との連携により広域的な強みを活かしたまちづくりが可能なまちです。中でも松江市、米子市、出雲市、境港市の4市とは、目的に応じた戦略的提携、リスクマネジメントが可能という強みがあります。

5 それぞれの地域性と、住む人の地域活動への参画のあるまち

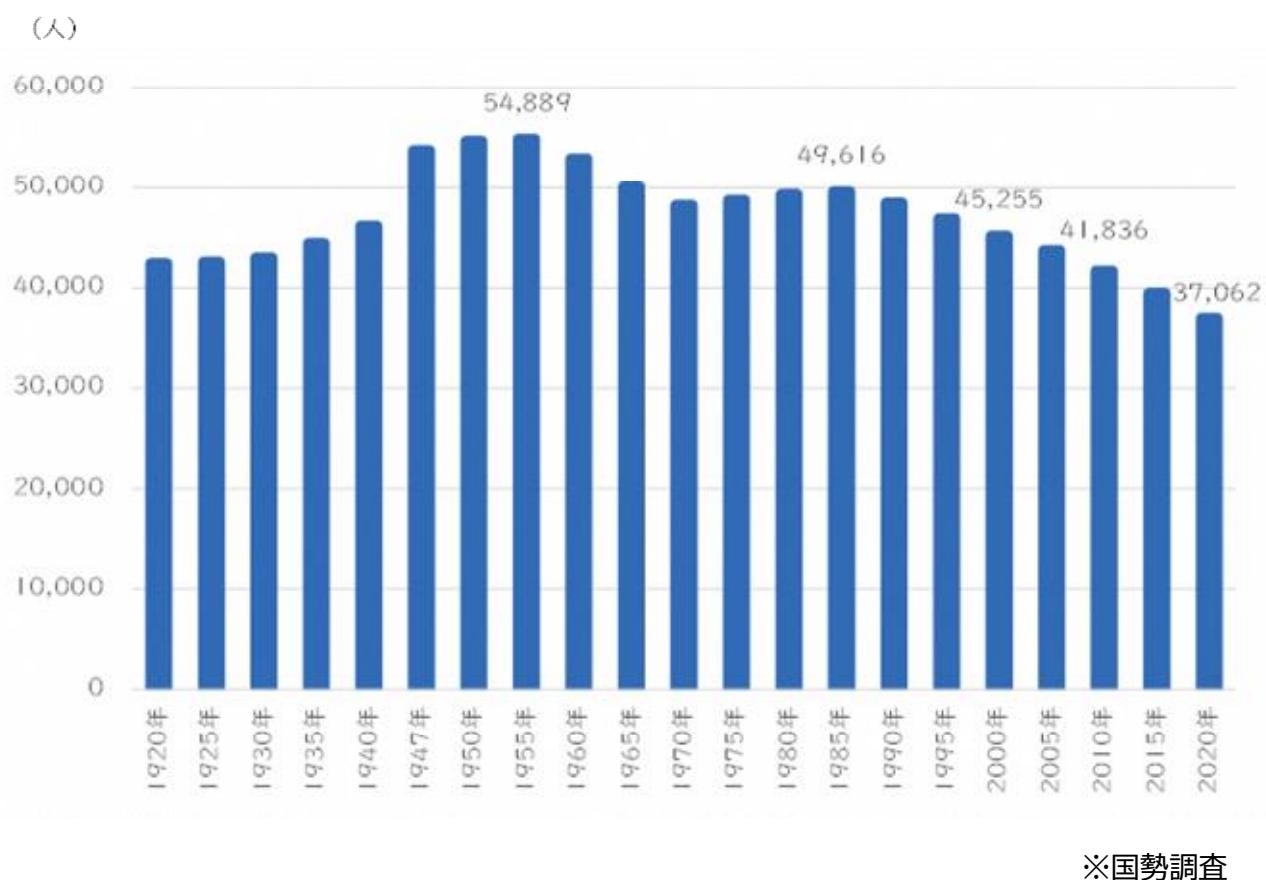
本市には、それぞれの地域性があり、交流センターを核にして独自のコミュニティの活動が根付いているとともに、まちづくり活動などに取り組む人々や団体も多く、人材の豊富なまちです。また、都市において近隣関係が希薄化しつつある中で、地域のつながりが強いまちでもあります。

(3)人口の推移

安来市の人口は減少傾向で推移しており、1985年の49,616人から、2020年には37,062人と、1985年と比較すると約25%の減少になっています。

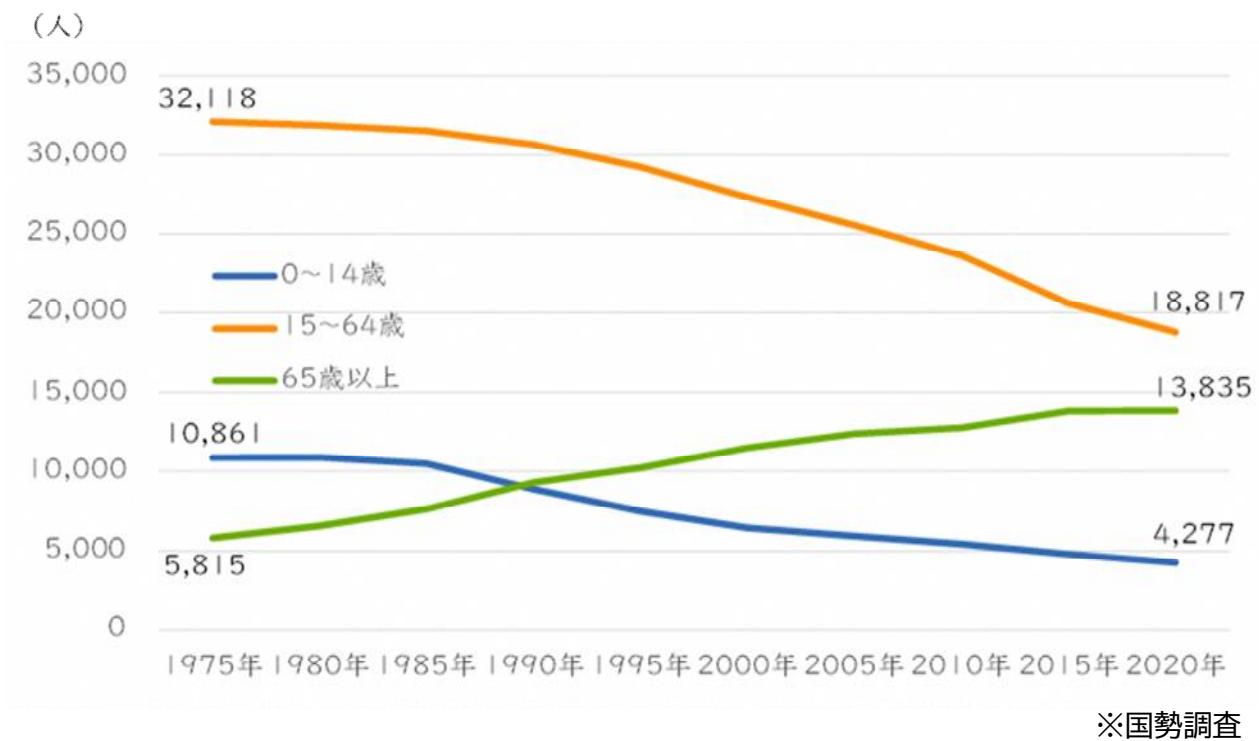
第2次安来市総合計画策定前の10年間(2000~2010年)と策定後の10年間(2010~2020年)を比較すると、策定前の10年間では3,419人(7.6%)減少していますが、その後の10年間では 4,774人(11.4%)の減少がみられ、人口減少が加速していることがわかります。

安来市の総人口の推移

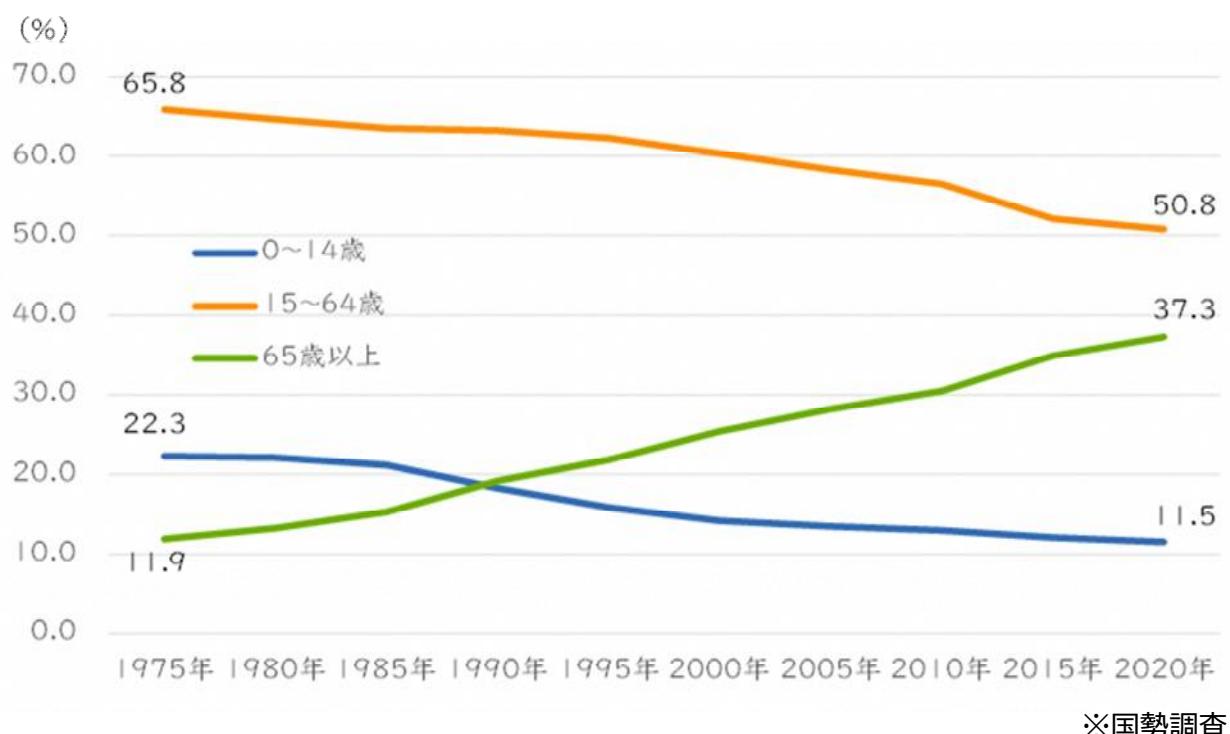


また、年齢3区分別の人口推移をみると、老人人口(65歳以上)が増加する一方で、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)は減少が続いていることがわかります。

安来市の年齢3区分別人口の推移



安来市の年齢3区分別人口構成比の推移



2. 総合計画について

(1) 策定の趣旨

本市では、市の最上位計画であり“本市の行財政運営の指針”として、また市民と行政がともにつくる“まちづくりのための行動指針”として、さらに計画的なまちづくりの達成状況を測る“進行管理のものさし”として「第2次安来市総合計画」を平成27年3月に策定し、将来像「人が集い 未来を拓く ものづくりと文化のまち」の実現に向けた取組を進めてきました。

この間、わが国においては、全国的な人口減少と少子高齢化の進展、若者を中心とした人口の東京圏への一極集中の加速、大規模地震や局地的な豪雨による土砂災害等の自然災害の多発化、新型コロナウイルス感染症の流行、ライフスタイルや価値観の多様化、デジタル化・DXの加速など、社会情勢は大きく変化しています。

さらに、世界的な人口増加(特に発展途上国・新興国)を背景に、食糧(生産能力)やエネルギー(石油などの化石燃料)等、限りある地球資源の不足・枯渇を危惧する意識が高まる中、2015年に17の目標と169のターゲットで構成された持続可能な開発目標(SDGs)が国連で採択され、地方自治体においてもSDGsの達成に向けた取り組みが求められています。

このような中で、住民のニーズや行政に求められる役割も大きく変化しています。

第3次安来市総合計画は、現在の社会経済情勢、地域の状況及びこれまで築きあげてきたまちづくりの成果と課題を踏まえ、安来市の新たなまちづくりの指針として定めるものです。

なお、「第3次安来市総合計画」の「前期基本計画」は、「第3期安来市創生総合戦略」と一体的に策定を行い、その取組については、本計画に包含するものとします。

(2) 第3次安来市総合計画の役割

市の最上位計画であり“本市の行財政運営の指針”

総合計画は、本市における全ての計画や施策の最上位に位置づけられる計画です。住民自治を基本としながら、目指すべき将来像を描き、将来像の実現に向けた取組の方向性を示す“本市の行財政運営の指針”としての役割があります。

市民と行政がともにつくる“まちづくりのための行動指針”

総合計画は、市民と行政が対話を重ね、協力しあう関係を生み出しつつ、目指すべき将来像の実現に向けてまちづくりを進めていくため、目標を共有する“まちづくりのための行動指針”としての役割があります。

計画的なまちづくりの達成状況を測る“進行管理のものさし”

総合計画は、本市が目指す将来像の実現に向けて取り組む内容を定めるとともに、その取組が計画的に実施されているかどうかを進行管理し、評価するためのものもあります。目標(目指す姿)を明確にし、その目標の達成状況を測る“進行管理のものさし”としての役割があります。

(3)総合計画の構成と期間

■基本構想(10年間)

基本構想は、本市の特性、市民のニーズ、時代の潮流、本市の置かれている位置や直面する課題等を検討し、将来像や基本目標、そして、それを実現するための施策の体系等を示すものであり、令和8年度(2026年度)を初年度とし、令和17年度(2035年度)を目標年度とする10か年の長期構想です。

■基本計画(前期・後期)

基本計画は、基本構想の施策の体系に基づき、本計画期間において取り組むべき主要な施策を各分野にわたって定めています。

計画期間は、前期を令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間、後期を令和13年度(2031年度)から令和17年度(2035年度)までの5年間とします。

また、第3期の総合戦略の計画期間は、前期基本計画に合わせて令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
基本構想	令和8年度～令和17年度 (期間：10年間)									
基本計画	令和8年度～令和12年度 (前期基本計画：5年間)					令和13年度～令和17年度 (後期基本計画：5年間)				
総合戦略	令和8年度～令和12年度 (第3期総合戦略：5年間)					令和13年度～令和17年度 (第4期総合戦略：5年間)				

(4)SDGsの推進

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成を目指す国際社会全体の17の開発目標です。

わが国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人一人の保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGsアクションプラン2019」が策定され、地方自治体においてもSDGsの達成に向けた取り組みが求められています。

SDGsは、総合計画の将来像を実現するための社会・経済・環境の確保に向けた“持続可能なまちづくり”的目標としても捉えることが可能です。

こうした観点から、本市では、総合計画の基本計画についてのSDGsの目標との関連を示し、各章の施策の推進と関連する目標指標の実現を図ることにより、SDGsの達成につなげていきます。



(5) 地域幸福度(Well-being)指標を活用したまちづくりの推進

デジタル庁が推進する「地域幸福度(Well-Being)指標」は、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感」を数値化・可視化する取り組みです。

Well-being指標は、地域における幸福度・生活満足度を計る4つの設問と、3つの因子群(生活環境、地域の人間関係、自分らしい生き方)から構成されています。従来のまちづくりは、人口や経済指標など客観的なデータのみで評価されがちでしたが、統計データによる客観的な暮らしやすさ(客観指標)に加えて、住民の主観的な幸福感(主観指標)の視点を組み合わせることで、地域の強みと課題を俯瞰的に捉えることができます。

デジタル庁が提供するダッシュボードにより、全国の自治体との比較も可能となり、データに基づいた効果的な政策立案につなげることができます。また、住民にとっても自分たちの声が数値となって反映されることで、まちづくりへの参加意識の向上にもつながります。

本市では、総合計画の策定に当たり、Well-being指標による市民意識調査を行いました。前期基本計画や総合戦略の目標指標の設定に当たっても、この指標を活用し、市民の「心ゆたかな暮らし」に向けたまちづくりを推進していきます。

主観指標【アンケートによる主観データ】

幸福度・生活満足度を計る4つの設問

1 現在、あなたはどの程度幸せですか？

2 現在、あなたの町内（集落）の人々は、大体において、どれくらい幸せだと思いますか？

3 現在、あなたの住んでいる地域の暮らしにどの程度満足していますか？

4 自分だけでなく、身近な周りの人も楽しい気持ちでいると思う

+

3つの因子群

※因子群は合計24のカテゴリーに細分化されます。

生活環境 医療・福祉 買物・飲食 住宅環境 移動・交通 遊び・娯楽 子育て 初等・中等教育 地域行政 デジタル生活 公共空間 都市景観 自然景観 自然の恵み 環境共生 自然災害 事故・犯罪	地域の人間関係 地域とのつながり 多様性と寛容性	自分らしい生き方 自己効力感 健康状態 文化・芸術 教育機会の豊かさ 雇用・所得 事業創造
---	---------------------------------------	--

客観指標【オープンデータによる客観データ】

3つの因子群

※因子群は合計24のカテゴリーに細分化されます。

生活環境 医療・福祉 買物・飲食 住宅環境 移動・交通 遊び・娯楽 子育て 初等・中等教育 地域行政 デジタル生活 公共空間 都市景観 自然景観 自然の恵み 環境共生 自然災害 事故・犯罪	地域の人間関係 地域とのつながり 多様性と寛容性	自分らしい生き方 自己効力感 健康状態 文化・芸術 教育機会の豊かさ 雇用・所得 事業創造
---	---------------------------------------	--

(6)総合計画審議会

■委員構成(令和6年11月22日から令和7年11月18日まで)

(順不同・敬称略)

氏名	所属組織等	備考
勝部 慎哉	学識経験者	会長
高須 佳奈	島根県立大学	副会長
野々村 千映子	学識経験者	
川戸 聰也	米子工業高等専門学校	
渡部 仁	安来商工会議所	
矢田 篤	島根県農業協同組合やすぎ地区本部	
小松原 勝之	社会福祉法人 安来市社会福祉協議会	
岸川 勉	安来市自治会代表者協議会	令和7年8月1日まで
矢田 洪介		令和7年8月1日から
杉谷 健治	安来市労働組合協議会	令和7年1月17日まで
松田 英樹		令和7年1月17日から
醍醐 靖幸	安来市観光協会	
宇山 賢二	一般社団法人 安来青年会議所	令和7年6月2日まで
矢田 敦子		令和7年6月2日から
角 陽子	安来市子ども・子育て推進会議	
多胡 順子	安来市PTA連合会	令和7年6月2日まで
来海 雄馬		令和7年6月2日から
板持 潤一	やすぎボランティア団体ネットワーク	
中村 明臣	松江公共職業安定所安来出張所	
小川 俊一	安来金融会	令和7年6月2日まで
重道 直樹		令和7年6月2日から
藤井 満弘	株式会社 山陰中央新報社	
寺田 琢磨	一般公募	
石田 優美	一般公募	
中村 高志	一般公募	

安政第54号
令和6年11月22日

安来市総合計画審議会長様

安来市長 田中武

第3次安来市総合計画について（諮問）

安来市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第3次安来市総合計画について貴審議会の意見を求めます。

令和7年11月18日

安来市長 田 中 武 夫 様

安来市総合計画審議会

会長 

第3次安来市総合計画について（答申）

令和6年11月22日付けで諮問のあった標記の件について、本審議会において慎重に審議した結果をまとめましたので、別添のとおり答申します。

なお、計画の実施に当たっては、下記の事項について留意して計画実現に努められるよう要望します。

記

1. 今後の安来市のまちづくりにおいては、将来像「ワザを磨き、安らぎをつむぎ、シンカするまち」や基本姿勢「真価（真の価値を考える）・深化（つながりを深める）・進化（チャレンジを続ける）」を様々な機会を通じて市民にわかりやすく伝えるよう努めてください。その上で、市民一人ひとりがまちの将来を「自分ごと」として考え、行動できるよう、市民参画・協働の取組や、市民のチャレンジに対する後押しや機運醸成を一層進めていくことを望みます。
2. 安来市に受け継がれてきた歴史や人々の営みを大切にし、市民の誇りとして次世代へ引き継いでいくために、若者や子どもたちの安来への愛着や定住意向を継続的に把握しながら、必要な施策を着実に進めることを望みます。
3. 人口減少を避けられない現実を踏まえつつも、将来人口目標の実現に向けて、子育て支援、雇用の確保・拡充、生活の質と豊かさの向上、移住・定住支援、地域のつながりづくりなどの地方創生施策を戦略的に推進することを望みます。
4. 地方創生の着実な推進と効果的な進行管理のため、事業の実施状況や目標の達成状況を市民とともに検証・改善し、その成果や課題をわかりやすく公表する仕組みを整えることを望みます。

以上

■審議会条例

○安来市総合計画審議会条例(平成17年3月23日条例第1号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長が必要と認めるときは期間を定めて、安来市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画の策定に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等の代表者

(2) 識見を有する者

3 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、その審議上必要があると認めるときは、審議に関係のある者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(7)総合計画策定の経過

令和6年

日程	内容
9/23	キックオフイベント 「YASUGI Well-Being DAY!! ~みんなで『しあわせなまち』を考えよう！~」 ・ 第1部:ゲストトーク「お笑い芸人の『幸福』の考え方」 ・ 第2部:みんなでトーク「多世代から見つめる『わたしにとって幸せな暮らしとは?』」
9月～10月	市民意識調査(市民(18歳以上)、高校生、中学生、WEB(誰でも))
11/22	第1回安来市総合計画審議会 ・ 第3次安来市総合計画策定について

令和7年

日程	内容
2/28	第2回安来市総合計画審議会 ・ 人口ビジョン(案)について(報告) ・ 第3次安来市総合計画基本構想の方向性について(意見交換)
5/11	まちづくりワークショップ ・ グループワーク①「安来の良いところ・自慢できるところを教えてください」 ・ グループワーク②「今から10年前には想像していなかった2025年に起きていることは何ですか？」 ・ グループワーク③「10年後、あなたはどこでどんな暮らしをしていきたいですか？」 ・ グループワーク④「若者・子育て世代が安来市で暮らし続ける・Uターンしてくるために必要だと思う取組は何ですか？」
6/12	第3回安来市総合計画審議会 ・ 市民ワークショップの開催結果について(報告) ・ 第3次安来市総合計画基本構想(案)について(意見交換)
7/22, 23, 28	まちづくりタウンミーティング ・ 次期総合計画基本構想案の説明・質疑応答 ・ 10年後の地域のあるべき姿について(意見交換)
8/25	第4回安来市総合計画審議会 ・ タウンミーティングの開催結果について(報告) ・ 第3次安来市総合計画基本構想(案)について(意見交換) ・ 第3次安来市総合計画基本計画(案)について(意見交換) ・ 第3期安来市まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成方針について(意見交換)
9/19～10/18	パブリックコメントの実施 ※意見0件
11/6	第5回安来市総合計画審議会 ・ 第3次安来市総合計画基本構想(案)について(意見交換) ・ 第3次安来市総合計画基本計画(案)について(意見交換) ・ 第3期安来市創生総合戦略(案)について(意見交換) ・ 答申(案)について(意見交換)



ネオ安来節

伝統芸能である「安来節」を現代風にアレンジした新しいダンスコンテンツ。安来節のコミカルな動きやユーモラスな振りはそのままに、ポップな音楽やダンスを融合させ、「安来節を世界へ！」というテーマで安来市のPRと安来節の普及のために企画されました。



鍛冶工房 弘光

江戸時代から続く鍛冶屋。刀剣鍛錬の技術を活かした日本の伝統工芸品や現代的な鉄製品を制作しています。主な作品は、デザインの燭台や行灯といった灯り工芸品、鉄のフライパンなどの新作品があり、伝統的な「鍛造」という技法で一点一点手作りされています。



SUSANOO

特殊鋼加工関連の企業グループ「SUSANOO」が、島根大学と連携し、航空機産業を目指すために開発した小型ジェットエンジンです。グループの技術力向上のためのプロジェクトの一環として、参加企業が分担して部品を製作し、協力して完成させたものです。



足立美術館

「日本一」と評される日本庭園と、横山大観を中心とした近代日本画のコレクションで知られる美術館。1970年に開館し、創設者の足立全康が収集した美術品が展示されています。また、米国の専門誌による日本庭園ランクイングでは長年に渡り1位を獲得しています。



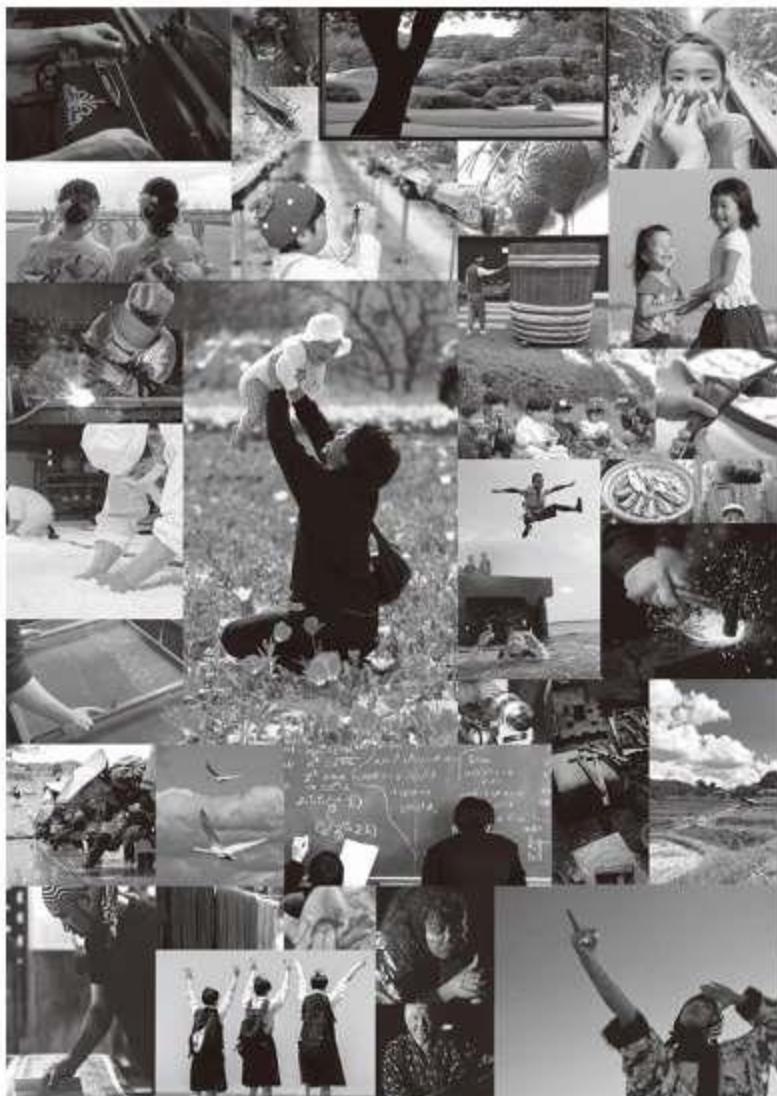
どじょうすくい踊り

郷土民謡である安来節に合わせ、どじょうをすくう仕草を面白おかしく表現した踊りです。元々は、安来の若者たちが酒盛りの際に、どじょうをすくう動作を真似て楽しんだことが起源とされ、そのユーモラスな動きが人気を博し、全国的に広まりました。



安来いちご

「章姫(あきひめ)」と「紅ほっぺ(べにほっぺ)」といった品種を中心とした完熟いちごです。こだわりは、甘さを引き出すために完熟してから収穫すること。鮮度を保つため、近隣地域のみで販売され、新鮮で質の高い、安来ならではの味が特徴です。



1	3 4	6	9
2	5	7 8	10
11			15 18
12	14		19 20
13		16	21
22	23 24	25 26	
27	28 29	30 31 32	33

- 1・27・28) 天野紺屋
 2・16) utsubon0725
 3) わたなべ牧場
 4) 上の台緑の村
 5・15) mai.photo__
 6) 足立美術館
 7) 安来市観光協会
 8) 大正屋醤油店
 9) yuki0207n
 10) 1975hamada
 11) 岩田製作所
 12) 吉田酒造
 13) 広瀬和紙 紙季連
 14) 真砂昇平
 17) SUSANOO
 18) konatsu camper
 19・20) 安来市観光協会
 21・25) 錬冶工房弘光
 22) 広報やすぎ「どげなかね」
 23) yasugi_officialインスタグラム
 24・29) 烏根県立安来高等学校
 26・30) え～ひだ市場
 31・32・33) 安来市動画チャンネル

